

令和7年度

医事会計システム
購入仕様書

川 俣 町

I.仕様書概要説明

1. 総則

1.1 適用

この仕様書は川俣町国民健康保険山木屋診療所において使用する医事会計システムの購入について川俣町(以下「本町」という。)が必要な事項を定めたものとする。

1.2 導入施設概要

- (1) 施設名:川俣町国民健康保険山木屋診療所
- (2) 所在地:福島県伊達郡川俣町山木屋字大清水2番地
- (3) 病床 : 病床を有しない診療所
- (4) 外来 : 5人/日
- (5) 診療科:内科
- (6) 診療日時:水曜(10:00~12:00) 金曜(14:00~16:00) ※祝日・年末年始除く

1.3 指定管理者概要

- (1) 指定管理者名:済生会川俣病院
- (2) 所在地:福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2-4
- (3) 病床 : 90床
- (4) 外来 : 120人/日(平均)
- (5) 診療科:内科・循環器科・リウマチ科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・泌尿器科
- (6) 理念と基本方針:

やさしさといわりのある医療
開かれた地域医療のための病院

1.安全な医療の提供

職員一人一人が、安全で良質な医療の提供に努めます。

2.医療の質の向上

患者サービス向上のための業務、技術研修と医療機器の整備を図ります。

3.地域医療ニーズへの対応

達南地域の皆様のニーズに応えるため、適正な医療情報の提供を行い、施設の整備と診療体制の充実を図ります。

2. 背景及び目的

2. 1本診療所は、指定管理者の理念と役割を念頭に置き、以下の基本方針に基づいて医事システムを構築することとする。

3. 医事会計システム化の基本方針

3. 1医事会計システム化の基本方針

- (1) 医療情報システムを安全に管理・運用する為に、医事会計システムをクラウド型のサービスで提供すること。
- (2) 関係法令等を遵守していること
医事会計システムのインフラを実現する為に、「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」に対応可能なシステムであること。
下記ガイドラインに対応した、システムサービスであること。
・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)
・医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(経済産業省)
・クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン(総務省)
・医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(経済産業省)
- (3) 標準的なシステムであること
デファクトスタンダード(de facto standard:業界標準)を目指したシステム
チーム医療、ネットワーク型医療を推進する為に、データ交換に関する標準化技術を積極的に採用した、最先端かつ標準的なシステムであること。
- (4) 信頼性を有したシステムであること
システムのノンストップ・ノーダウン運用を実現するとともに、患者プライバシー保護に配慮した高度なセキュリティ機能を提供できるシステムであること。
- (5) メンテナンスの容易なシステムであること
短期安定稼働とシステム稼働後の維持費用の逓減を図る為に、高品質で稼働実績を有したパッケージソフトウェアの適用をベースにシステムを構築すること。
- (6) 利用者の操作性の高いシステムであること
診療情報をより簡単に、よりスピーディに入力する為に、テンプレートや簡易入力ツールを提供すること。

3. 2医事会計システム構築の基本方針

- (1) ペーパーレスの運用に基づくシステム
患者を中心に発生する診療情報を発生源で捉え、関連部署とシームレスに連携することで、必要な情報を必要な時に活用できるような、ペーパーレス運用を前提とした医事会計環境を実現できること。
- (2) デファクトスタンダードによるシステム
システムで扱うデータ・プロトコル、各種OS、データベースは国際標準、業界標準を積極的に採用すること。
サーバはUNIX、Windows、クライアントはWindows相当のOSを搭載すること。
- (3) 必要十分なセキュリティ機能を搭載するシステム
- (4) 作業能率の向上を実現する水準を有するシステム
全ての端末は、ネットワークに接続されるものとし、入出力業務の応答速度は、病院業務を円滑に遂行し、かつその作業能率の向上を実現する水準を有するもので、ピーク時においても基本的に5秒以内を目標に支障がないようにすること。
- (5) 発生源データ入力に基づくシステム
システムは、各部署より発生源で入力されたデータを各サーバで管理すると同時に必要な部署の端末及び各システムで即時対応が可能であること。
- (6) 操作性の簡便化を図るシステム
端末入出力操作を容易にするため、操作画面及び操作説明等のヘルプ機能をウィンドウ形式または同等以上の最新のGUI機能(Graphical User Interface:グラフィカルユーザインターフェース)で提供すること。
- (7) 24時間運用のシステム形態について
システムの処理形態は、クライアントサーバによる分散処理を全面的に採用し、24時間運用の院内情報サービスを実現し、日次、月次処理においても支障を来さないような構成を採用すること。
- (8) システム化の対象業務及び実施時期について
システム化対象業務及び実施時期は、新システムの初期計画の段階で各担当者と十分な協議を行って決定することとし、請負者は病院の運用及び要望に対して、柔軟に、かつ迅速・的確に対応できること。
- (9) 教育訓練等の準備について
システム構築は、令和7年11月から令和8年2月までの準備期間中に十分な訓練ができ、令和7年3月の運用開始時に円滑な実運用に移行できること。
- (10) 情報の保持期間について
各システム単位に必要な情報の保持期間に関しては、原則5年とするが、詳細については別途協議の上で決定し即時対応可能な状態で保持すること。
- (11) ネットワークについて
病院とデータセンタ間で当該情報そのものに対する暗号化等のセキュリティ対策を実施すること。たとえば、SSL/TLSの利用、S/MIMEの利用、ファイルに対する暗号化等の対策が考えられる。その際、暗号化の鍵については電子政府推奨暗号のものを使用すること。
- (12) データのバックアップについて
 - ① データのバックアップは自動で行うことができること。
 - ② 障害時等にはバックアップ時点までデータの回復が可能なこと。
 - ③ データベースについては、障害発生直前の同期点(コミットポイント)まで回復が可能なこと。
 - ④ クライアント機能を使用中でもバックアップが取れること

3. 3データセンター要件

- (1) JQAデータセンター安全対策適合証明を取得していること。
- (2) 建物の環境性能評価CASBEEで最高ランク「Sランク」の評価を取得していること。
- (3) 日本データセンター協会が定めるファシリティ基準項目に準拠していること。また、すべての評価項目でティアⅢ以上の評価を有していること。
- (4) 第三者による監査報告書を提出できること。
- (5) 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が管理する、個人情報取り扱いに関する認定制度プライバシーマークを取得していること。
- (6) 電力会社からの受電経路を2回線以上確保していること。例:「本線予備線2回線受電方式」等
- (7) 電力会社からの給電が停止した場合でも、非常用発電設備が自動的に稼働し、電力を供給する仕組みが整っていること。
- (8) データセンター内の主要設備は、それぞれ冗長構成をとっていること。例:「非常用発電設備」「CVCF」「バッテリー」等
- (9) 24時間365日安定した運用が可能であること。
- (10) 24時間有人監視を実施していること。
- (11) 有人受付、機械式入退管理のいずれの場合も認証履歴を取得し、定期的に履歴を検証して、不審な活動が無いことを確認すること。

- (12) 建物、部屋に対する不正な物理的な侵入を抑止するため、侵入検知装置を導入すること。
- (13) 医療情報が保存されるサーバ機器等への不正アクセスを防止するため、サーバラックの施錠管理、鍵管理が行われていること。
- (14) 傍受、盗撮等の不正な行為を防止するため、部屋を区切る壁面、天井、床部分においては、十分な厚みを持たせ、監視カメラでの常時監視及び画像記録の保存、不正に取り付けられた装置の定期的な検出等の対策を施すこと
- (15) 自然災害、人的災害による損傷を避けるため、建物自体の防災対策を適切に実施すること。
- (16) 大規模地震に備えた広域災害対策訓練を年1回以上実施していること。

3. 4その他の条件

- (1) 開発体制について

システム設計・開発にあたっては、指定管理者院内全部門にわたる業務に精通した経験豊富なSE体制を編成し、開発スケジュールと開発スタッフの経歴を明記した担当要員の配置予定表を提示すること。

 - ①開発要員は、本システムの設計・開発に必要な知識、技術と実務経験を持ち、本システムの効率的な開発に貢献できること。
 - ②開発作業全体の指揮命令とプロジェクト管理を行うプロジェクト・リーダーを1名置くこと。
 - ③本システムの開発が完了し安定稼働するまでの間、プロジェクト・リーダーは専任とし、死亡・退職等やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
 - ④プロジェクト管理に係る公的な資格もしくは、それと同等の知識・経験及び医療情報技師の資格を有すること。
- (2) 開発作業について
 - ①実際の開発作業にあたっては、指定管理者と事前に打合せのうえ開発作業を進めること。
 - ②開発計画の対象業務の遂行に必要な全ての業務ソフトウェア(アプリケーションプログラム)は、請負者の負担によって提出すること。
- (3) 開発管理について
 - ①契約締結から2週間以内に、作業項目と役割分担、工数、納入物作成・レビュー・納入スケジュール、品質管理目標・手法、進捗管理手法、開発体制・開発場所、マスタースケジュール等を取り纏め、プロジェクト計画書として提出すること。
 - ②プロジェクト管理にあたっては、EVMを活用するなどして、定量的な管理を行うこと。
 - ③開発プロジェクトを遅滞なく進行させるため、毎月1回以上の進捗管理会議(仮称)を開催すること。
 - ④その他、開発管理に必要な会議体を設定し、運営すること。
 - ⑤進捗管理会議(仮称)において、受託者は進捗報告書、詳細スケジュール表及び課題管理表等を提出し、県に説明すること。
 - ⑥会議終了後は、速やかに議事録を作成し、関係者に配布すること。
 - ⑦テスト開始に先立ち、テスト計画書を作成し県に提示して承認を得ること。
 - ⑧テストケース数やバグ摘出数等の品質管理目標を設定し、定量的な品質管理を行い、経過を県に報告すること。
 - ⑨開発管理の具体的方法は方法については、別途協議の上、決定すること。
- (4) 法定改正対応について1

システムの内容に関する法令改正(薬価改正を含む)は、請負者の責任においてソフトウェア等の改造を法令改正施工前に完了すること
- (5) 法定改正対応について2

厚生労働省及びデジタル庁が推進する、マイナンバーカード等医療(システム)に関わる施策については理解し、遅滞なく各システムに反映できる体制を有していること。

3. 5保守体制条件について

システムの導入場所がへき地診療に該当する場所となるため、震災及び障害等によるシステムダウン時におけるサポート体制を必須とする。

- (1) 専属の保守管理者の配置について

導入しようとするシステムの専属の担当者が2名以上在籍していること
- (2) オンサイト対応について

重篤な障害発生時には現場へ90分ほどでかけつけることができること

3. 6医事会計システム構築要件

医事会計システムは、次の設計コンセプトに基づいて構築すること

- (1) 医事会計システムサーバ

不慮のシステム停止に伴う診療業務の中断を防止する為、ハードウェア構成の2重化を行い、一方を運用系、もう一方を待機系とし、運用系がハードウェア障害等で停止した場合には、自動的に待機系に切り替わるような方式とする。
- (2) データのバックアップ運用

システムの不慮の停止時において、データベースが破壊される可能性はゼロではないので、毎日のデータバックアップ運用が必要となるが、バックアップ処理中についても医事会計システムサービスの中断を伴わないようなシステム方式を採用する。

- (3) データの移行について
医事会計システムのデータ移行を行うこと。
・Tosmec Aventy2.0(移行データ内容は協議の上、決定する)

3. 7システム上の重要度と信頼性対策

- (1) サーバ
サーバを2重化すること
(2) バックアップタイミング
バックアップタイミングは、日次処理とすること

3. 8医事会計システム稼働時

令和8年2月1日

4. 物品名及び構成内訳

医事会計システム 一式
オンライン資格確認システム 一式
(構成内訳)

4. 1ハードウェア

- (1) サーバ
※クラウドシステム要求のためシステム要求スペックに準ずる
(2) クライアント端末・周辺機器
・医事会計システム端末(デスクトップタイプ) 2台 (内予備機1台)
・医事会計システム端末(ノートタイプ) 1台 (※川俣病院常設用)
・ページプリンタ(A4モノクロ) 1台(処方箋:A5サイズ手差し運用)
・バーコードリーダー 1台
・オンライン資格確認に係る端末 一式

4. 2ソフトウェア 一式

医事会計システムに係るソフトウェアを準備する。

4. 3その他

マイナンバーシステム導入における連携対応も含むこととする。

5. 技術的要件の概要

- (1) 本件調達に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、「Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
(2) 技術的要件は、全て必須の要求要件であること。

6. 金額範囲

- (1) 対象システムの導入に必要な全てのハード、OS、ミドルウェア、業務ソフトウェア(アプリケーションプログラム)、操作教育は、請負者の負担によって提供すること。
(2) 入札価格は、本仕様書記載の条件を全て満たす事を前提に提示すること。
(3) 入札価格には、消費税は含まないものとする。
(4) 指定管理者院内に既に導入されているシステムとの連携費用及び追加費用は別途協議とする。
(5) 医事会計システム及びマイナンバーシステムに係る年額費用は入札金額に含めないこと。

7. その他

7. 1技術仕様書に係る留意事項

- (1) 提案する機器・ソフトウェア(パッケージを含む)は、提案時点で原則として製品化されていること。提案時点で製品化されていない場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料を提出すること。これらは、全て書面により提出すること。
(2) 提案システムのうち、納入期限までにバージョンアップが予想されるハードウェア又はソフトウェアがある場合、その予定時期等を説明し、納入については指定管理者と協議の上、合意のもとで対応すること。

7. 2導入に関する留意事項

- (1) 導入スケジュールについては、指定管理者と十分協議し、導入にあたっては通常業務への影響を最小限に留め、業務に混乱を起こす、かつ担当者の負荷が著しく増大することのないようにすること。
(2) 端末装置の配線、接続に伴う工事が発生する場合は、指定管理者と協議し、合意のもとで対応すること。
(3) 導入後1年間は、月に1回医療事務勉強会に導入担当者が参加できること。
尚、上記打ち合わせは双方の合意のもとに期限を調整することができる。

Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件チェックシート

業務ハードウェアに関し、以下の業務仕様を満たすこと

要件		チェック	備考
1. ハードウェア基本要件		-	-
1.	サーバー要件	-	-
(1)	ハードウェアは、十分な処理能力を担保した上で、安定稼働や保守性の実績を考慮するのみならず、消費電力の低減、発熱量の低減、ロングライフとメンテナンスフリーの両立、をも実現する構成であること。		
(2)	各機器納入時には、見積の範囲内で納入時点での最新機種、OS、ミドルウェア、DBを納入すること。		
(3)	機器の設置に関しては指定管理者指定の場所に設置すること。		
(4)	24時間365日運用を考慮したハードウェア構成とすること。		
(5)	全ての業務サーバに無停電電源装置を接続し、必要な設定を施すこと。		
(6)	サーバは可能な限り仮想化構成で導入すること。		
(7)	システムの正常な機能を保つため、請負業者は業務に支障を来たさないようにハードウェアに障害予兆が現れた場合は速やかに部品を交換すること。また、万一、システムに障害が発生した場合は速やかに対処すること。		
(8)	クライアントはWindows11Pro 64bit以上のOSを搭載すること。		
(9)	ソフトウェア一覧、ハードウェア一覧を作成すること。		
(10)	システムの異常を検出できること。異常検出時には復旧作業ができること		
(11)	システムのログ(イベントログ、syslogなど)を監視できること		
(12)	システムの死活監視(Ping監視)ができること		
(13)	システムのアプリケーションポート監視ができること。		
(14)	システムのプロセス生存監視(システム上で稼働するプロセス監視)ができること。		
(15)	サーバのCPU使用率を監視できること。		
(16)	サーバのメモリ利用率を監視できること。		
(17)	サーバのディスク容量監視をできること。		
(18)	サーバの障害予兆監視ができること。		
(19)	サーバの障害監視ができること。		
(20)	異常検知のアラートを、通知できること。		
(21)	システム間のメッセージ交換で滞留が起きた場合に、これを検知して速やかにアラート表示を行うこと。		
2.	クライアント要件	-	-
(1)	クライアント機器は、環境面を考慮し、「J-Mossグリーンマーク」、「RoHS指令」、「国際エネルギースタープログラム」に対応していること。		
(2)	漢字入力は、JIS第3水準、第4水準までとし、それ以外のコードを入力できない機能を有すること。		
(3)	外部記録装置へのデータ出力において、制限もしくはセキュリティチェックが行える仕様であること。		
(4)	アプリケーション実行のため及びレスポンスタイムを実現するために十分な性能(CPU速度、メモリ等)を備えていること。 CPU:Core i5以上 メモリ:8GB以上: HDD:256GB以上(SSDを必須とする)		
(5)	ネットワークインターフェースは、有線LAN 1000Base-T及びノートタイプにおいては無線LAN IEEE802.11a/b/g/n/ac、通信プロトコルはTCP/IPの性能を有すること。		
(6)	USB・CD等の外部メディアの接続を制限できる機能を有すること。		
3.	その他	-	-
3-1.	プリンタ要件		
(1)	解像度は、200dpi相当以上であること。		
(2)	印刷速度は、A4カラーで20PPM以上であること。		
(3)	A4用紙は500枚以上の給紙ができること。		
(4)	給紙の種類として、手差しを含めて2種類の用紙を装填できること。		
(5)	ネットワーク接続及びPC接続が可能なように、LAN及びUSBのインターフェースを有すること。		
3-3.	スキャナ要件		
(1)	自動給紙方式 ADF(オートドキュメントフィーダー)を標準装備していること。		
(2)	A4に対応したスキャナであること。		
(3)	スキャンモードとして、片面/両面、カラー/グレースケール/モノクロ2値(バイナリ)に対応していること。		
(4)	読取速度・読取範囲は、以下の性能とすること。		
(5)	・カラー / グレー 300dpi、白黒600dpi相当 :両面・片面 20枚/分		
(6)	・自動サイズ検出、A4、A5、A6、B5、B6、はがき、名刺、レター、リーガル、カスタムサイズ(最大: 216mm360mm、最小: 50.8mm50.8mm)		
(7)	・上記読取範囲(リーガル除く)に加え、A3、B4、11インチ17インチ、写真(E版、L版、LL版)		
(8)	原稿搭載容量 最大50枚(A4:80g/m2)		
(9)	インターフェースは、USB 2.0 / USB 1.1		
(10)	TWAINに対応していること。		
3-4.	バーコードリーダー要件		
(1)	PC接続が可能なように、USBのインターフェースを有すること。		

II. 調達物品に備えるべき技術的要件チェックシート

業務ソフトウェアに関し、以下の業務仕様を満たすこと

要件		チェック	備考
1. 資源配布、管理システム		-	-
1.	資源配布機能	-	-
(1)	アプリケーション、パッチを複数インストールする場合は、管理者が決めた順番で適用ができること。		
(2)	特定の端末に対して資源の配付を行うことが可能であること。		
(3)	端末が追加された際に、その端末が配付対象として自動で登録されること。		
(4)	資源配布前に事前に動作確認ができること。(テスト環境の構築)		
(5)	任意のフォルダを配付用資源として登録しておくことで、次回以降当該フォルダで変更のあった差分ファイルのみ抽出・配付する機能を有すること。		
(6)	配付用資源として登録されたフォルダ配下にあるファイルを指定することによって、クライアントへの資源配付の対象から除外できること		
(7)	ファイル(フォルダ含む)をクライアントに差分配付できること。		
(8)	OSが排他使用しているファイルも再起動処理を行い、反映されること。		
(9)	資源配付の前後にバッチ実行可能であること。		
(10)	資源配付が完了していないクライアントに対し、クライアントの資源配付モジュールをリモートで起動することができること。		
(11)	フォルダ、拡張子を指定することによって特定条件を満たした場合のみにファイルの配付前後でREGSVR32コマンドを自動的に発行できること。		
(12)	フォルダ、拡張子を指定することによって特定条件を満たした場合のみにファイルの配付前後で/REGSERVER/UNREGSERVER引数付きで自動的にファイル実行ができること。		
(13)	通常接続の資源配付サーバが停止時に、自動的に代替の資源配付サーバに切り替えができること。		
(14)	クライアントが接続可能なサーバのリストは自動的に生成され、各クライアント個別の事前設定は不要であること。		
(15)	サーバ接続に偏りが出ないようにサーバの負荷分散を考慮した資源配付を実施すること。		
(16)	サーバ間のファイル(フォルダ含む)配付を行い、サーバ間の資源同期を差分で行うことができること。		
(17)	サーバ間連携が完了していないサーバに対し、サーバ間の同期処理をリモートで起動することができること。		
(18)	サーバ間同期のインベントリ管理ができること。		
(19)	配付した資源のインベントリ管理ができること。		
(20)	インベントリ管理の観点から資源適用が完了していないクライアントを検索することが可能であること。		
2.	管理機能	-	-
2.1	管理機能	-	-
(1)	リモート端末からクライアントの各種情報(コンピュータ名、IPアドレス、MACアドレス、電源状態、ログインユーザ名、OS名、OSパッチ適用状況、復元ソフトの動作状態、復元ソフトのバージョン、ウィルスパターンファイルのバージョンレベル)を参照できること。		
(2)	リモート端末にてウィルスパターンファイルのバージョンレベルを参照できること。		
(3)	リモート管理端末において、クライアントを管理するためのグループは、最大で6階層を実現できグループも複数保有できる機能を有していること。		
(4)	リモート端末からグループ指定または任意クライアント指定で、電源のON/OFF/再起動操作やユーザのログオン/ログオフ操作、メッセージ送信、復元機能の動作モード変更(修復オン・修復オフ等)ができる機能を有すること。		
(5)	クライアントの電源OFF/再起動をタイマーによって実行することが可能で、その際に指定したメッセージおよびカウントダウン表示を行えること。また、メッセージのみの送信も可能なこと。		
2.2	リモート操作	-	-
(1)	リモートモニタリング機能は複数同時に起動でき、管理機能とは独立して起動可能なこと。		
(2)	リモート端末から任意のクライアント(複数台一斉を含む)の画面確認・操作が行えること。		
(3)	リモート端末から任意のクライアント(複数台一斉を含む)に対するキーボード、マウスの操作制限機能、画面のブラックアウト機能を有すること。また操作制限中はクライアント側にステータス(モニタリング中、キーボード・マウスロック中)を通知できること。		

要件		チェック	備考
(4)	リモートモニタリング端末から任意のクライアント(複数台一斉を含む)に対して電源のON/OFF/再起動操作、ユーザのログオン/ログオフ操作、メッセージ送信ができる機能を有すること。		
(5)	リモート端末から任意のクライアントの画面確認・操作が行えること。またクライアント画面はフル画面表示が可能なこと。		
(6)	リモートモニタリングは、複数台接続されたディスプレイであってもモニタリング・操作可能なこと。		
(7)	リモート端末のモニタリングコンソール上に配付したいファイルをドラッグ&ドロップ操作することで、クライアントに対して一斉コピーを行えること。		
(8)	リモートモニタリング端末からクライアント上のファイルやフォルダを一斉回収する機能を有すること。		
(9)	画面以外にもクライアントを制御するコマンド(命令)を有すること。		
(10)	リモートモニタリング端末からクライアント(複数台一斉を含む)に対してクリップボード情報を一斉にコピーできること。また、リモートモニタリング端末から特定のクライアントのクリップボード情報の取得・相互共有が可能なこと。		
(11)	モニタリング中のクライアント画面を、ファイル保存できる画面キャプチャ機能を有すること。		
(12)	クライアントのログインアカウント一覧の表示・CSVファイルとして出力する機能を有すること。		
2.3	情報収集、分析、その他	-	-
(1)	クライアントのPC・CPU・メモリ・ドライブ・BIOS・プリンタなどのハードウェア情報、インストールソフト名の一覧情報を収集する機能を有すること。		
(2)	クライアントの利用ログ(OSの起動/終了、ユーザのログオン/ログオフ情報、スクリーンセーバーの起動/終了、スタンバイの開始/終了)、瞬間復元機能やその他の機能(資源配付機能、WindowsUpdate連携機能)の動作ログを収集する機能を有すること。		
(3)	集計したインストールソフト名の一覧情報表示、サマリ(インストールされた端末)表示・CSVファイルとして出力する機能を有すること。		
(4)	クライアントから収集した情報を基に利用状況を分析/表示する機能を有し、収集した情報をCSVファイルとして出力、および利用状況として、クライアント毎の稼働状態(使用中、スクリーンセーバー、ログイン画面、省電力モード)の時間の累積、1日の稼働状態のタイムチャートをグラフ化して表示できること。		
(5)	省電力されている累計時間、電力消費量(KWh)、CO2排出量、原油換算量、電気料金について積算状況をグラフ化する機能を有すること。		
(6)	消費電力を計算するための電力消費量算出基準を個別に設定できること。		
(7)	クライアント機能はサイレントインストール(画面に設定情報を入力することなくインストールする機能)に対応していること。		
(8)	システム管理者が各機能を有機的に動作させるために、復元機能の動作モード変更、電源ON/OFF/再起動、スタンバイへの変更、ログオン/ログオフ、メッセージ表示、コマンド実行などを時間指定でスケジュール実行できること		
(9)	本製品のサーバ機能、クライアント機能が発行するアラートメッセージをリモート管理端末から照会する機能を有すること。		
(10)	簡便な操作・運用を実現するため、それぞれの機能が連携した一つのソフトウェア製品で実現されていること。		
(11)	万が一、製品に問題が発生した場合でも、サポートが確実に受けられる国産製品であること。		

Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件チェックシート

業務ソフトウェアに関し、以下の業務仕様を満たすこと

要件		チェック	備考
1. 医事会計システム		-	-
1.	基本機能	-	-
(1)	医療機関向けの基本マスタを標準提供し、新薬、材料の追加等を容易にメンテナンス可能であること。		
(2)	日常業務におけるレスポンスタイムは、ピーク時においても支障がないようにすること。		
(3)	医療機関向け基本マスタが標準提供され、かつ点数・薬価・病名マスタはレセプト電算対応されていること。		
(4)	労災、自賠責保険に関して法別番号を設定出来ること。		
(5)	各窓口画面で患者番号の継承が行えること。		
(6)	各画面には操作可能なファンクションキーへの割り当て機能が、常時確認可能なこと。		
(7)	患者の検索を各業務画面で行え、該当者の検索は一覧画面から選択可能なこと。		
(8)	前回Doを容易に呼び出せること。		
(9)	オーダーリングシステム(電子カルテシステム)より、データを取り込めること。		
(10)	業務を停止せずに、データのバックアップが可能であること。		
(11)	会計データのディスクへのデータの保存期間は5年以上が可能であり、かつ期間は任意設定可能なこと。		
(12)	保存された会計データは、年数によらず同一の業務画面から参照可能なこと。		
(13)	保存会計データは、会計月単位でデータ作成時点の点数マスタ等と共に外部媒体への取り出し保存も可能なこと。かつ必要な会計月分のみ復元が可能であること。		
(14)	前回Doの内容が過去の内容であっても、現在の点数で点数計算が可能であること。		
(15)	印刷データは紙での出力以外に、印刷イメージをデータで保存が出来ること。		
(16)	会計入力中であっても、リアルタイムにレセプトのイメージで内容確認可能であること。また同時にチェック機能が働くこと。		
(17)	自動加算が可能な加算、指導料、通減等を網羅していること。		
(18)	包括項目の算定が正しく行われること。		
(19)	院外処方の内容をレセプト用紙でも確認出来ること。		
(20)	コメントが入力でき、レセプトに印刷出来ること。		
(21)	入院で毎日算出する保険外については、会計入力でなくカレンダーでの登録が可能なこと。		
(22)	1画面上で複数保険の会計が可能なこと。 (特定の明細について保険の変更が可能なこと)		
(23)	長期療養医療を正しく管理し、必要な一部負担金を請求出来ること。		
(24)	日報、月報、総括表はEXCEL、テキストデータの形式に出力可能なこと。		
(25)	診療報酬改定に伴いプログラム変更等の作業が発生する場合は、サービス提供元が責任を持って対応すること。		
(26)	窓口業務で該当患者を呼び出した際に、事前に患者に関連させて登録した情報が、表示されるメモ機能を有していること。		
(27)	画面背景色パターンが選択可能であること。		
(28)	一つのシステムで山木屋診療所の医事業務が可能なこと。		
2	窓口業務	-	-
2.1	患者登録	-	-
(1)	新規患者は自動で最終番号を付番出来、かつ手入力も可能なこと。		
(2)	患者情報は長期的に保存出来ること。		
(3)	保険・公費共に、各99種類までの登録が可能であること。かつ保険+3種類の公費併用、または公費のみ3種類の公費併用等の保険パターンが登録可能であること。		
(4)	保険ごとに保険証の有効期限・開始日を設定可能であること。		
(5)	保険証確認履歴を参照し、当月未確認の場合はメッセージを表示する機能を有すること。		
(6)	有効期限切れの保険・公費を色分けして表示可能であること。		
(7)	1患者1番号に対応出来、患者登録時には氏名、生年月日、性別で同性同名のチェックが容易に可能なこと。		
(8)	漢字氏名入力は氏名辞書を有し、氏名選択画面からの日本語氏名の選択入力とワープロ入力の双方が可能なこと。		

	要件	チェック	備考
(9)	患者氏名は40文字程度入力可能なこと。		
(10)	患者の漢字氏名入力には学習機能があること。又、氏名辞書はメンテナンス可能であること。		
(11)	生年月日年号、性別は数字で入力出来ること。		
(12)	入力した生年月日より、年齢および月齢が確認できること。		
(13)	登録した主保険と従保険のパターン負担率・負担条件等を自動表示出来ること。また、必要に応じて変更出来ること。		
(14)	IDカード(診察券)を発行出来る機能を有すること。		
(15)	カルテ1号紙は複数の保険種別が登録されている場合、それ毎に出力可能なこと。		
(16)	住所は郵便番号またはカナ住所で検索可能なこと。頻繁に使用する住所についてはマスタ管理できること。		
(17)	患者の検索はカナ氏名、生年月日、性別、入院患者で検索可能であること。		
(18)	カナ氏名はワイルドカード検索が可能であること。		
(19)	入院中の患者を検索する際、部屋・病棟で検索が可能なこと。		
(20)	優先保険の設定が可能なこと。		
(21)	年齢により保険の妥当性チェックが可能なこと。		
(22)	労災、自賠責保険情報が登録可能なこと。		
(23)	患者へのコメント文字の入力が可能なこと。		
(24)	患者情報単位にメモが50文字程度入力保存できること。		
(25)	保険登録時に年齢チェックが可能なこと。		
2.2	受付業務	-	-
(1)	1回の受付で10科分に対応可能なこと。		
(2)	1回の受付で6受付区分に対応可能なこと。		
(3)	過去の受診科の照会が行え、それぞれの最終来院日の確認が可能なこと。		
(4)	保険証の確認入力が行えること。		
(5)	受付患者の一覧が表示出来、それぞれの受付時間、受付科、受付区分の確認が可能なこと。		
2.3	病名登録業務	-	-
(1)	病名の登録が可能(部位まで)で、レセプト電算対応されたマスタが標準提供されていること。		
(2)	病名はカナ、漢字、ICD10による検索が可能であること。		
(3)	病名のワープロ入力時に、前方一致により病名マスタより候補表示、選択が可能となる機能を有し、未コード化病名の削減が可能なこと。		
(4)	レセプト電算コードが設定されている病名と、ワープロ入力された病名が判別できること。		
(5)	500病名以上の登録が可能で、必要に応じ入外別や転帰の内容によって表示する病名の絞り込みが容易に行えること。		
(6)	接頭語、接尾語の設定が可能で、病名との合成が可能であること。		
(7)	病名管理は、転記(治ゆ、死亡、中止)、開始日付、終了日付が入力可能であること。		
(8)	病名は特定病名の設定が可能で、画面で色により容易に把握出来ること。		
(9)	感冒等の当月のみの病名を登録出来ること。		
(10)	転記で終了した病名は保存期間を終了したら自動的に削除されること。		
(11)	病名入力中でも、病名マスタの抜き取りや病名マスタの作成が可能であること。		
(12)	病名の入力はワープロ機能によっても入力出来ること。かつ、ワープロ入力された病名については、コード化された病名と明確に見分けがつけようフォントや色などで表現可能なこと。		
2.4	外来会計業務	-	-
(1)	診療内容と患者保険情報をもとに点数計算を行え、患者の請求全額を計算して請求書を印刷可能なこと。請求書は発行前に画面で確認が行え、内容が間違っている場合には再度、入力画面に戻り、内容の追加、修正、削除が行えること。		
(2)	患者を選択し、オーダの取込みを行えること。但し、オーダの取込みは選択可能なこと。		
(3)	自動算定の設定を行う事により、自動で1月上限回数まで自動算定出来る機能を有すること。		

	要件	チェック	備考
(4)	会計入力科、医師、部門を選択可能なこと。		
(5)	深夜、休日、時間外、時間外特例医療機関加算を選択する機能があり、選択する事により自動算定されること。		
(6)	入力中でも、病名登録や患者登録画面に容易に切替可能で、その切替えた画面での修正情報は入力中画面に反映されること。		
(7)	入力はコード入力、及び検索による入力が可能なこと。		
(8)	診療行為入力時に、日本語名称の前方一致により、点数マスタから候補表示、選択が可能であること。		
(9)	診療行為の検索にあたっては、読みや略称コードからの検索だけでなく、診療行為名称の文字列(漢字含む)や薬効の分類からも検索可能であること。		
(10)	診療行為の入力中に、過去の会計データの内容を常時表示する機能を有すること。かつ、表示中の過去データから簡易な操作で参照入力可能なこと。		
(11)	約束入力、伝票入力、前回Do入力が行えること。		
(12)	1回の会計で、複数の科、複数の保険の入力が可能で会計は同時に行えること。		
(13)	1回の会計で、100明細以上の入力が可能で、表示は項目名称、単位、点数、回数が表示可能なこと。		
(14)	過去5年前迄の会計内容を参照しながら、今回の会計入力を行えること。又、参照内容から容易にコピーし現在の診療点数で計算されること。		
(15)	日付を指定し、Doが使用可能なこと。		
(16)	セット入力時には内容を確認し、数量を入力可能であること。		
(17)	入力中の警告は即時に表示可能であること。		
(18)	コメントはコード入力、ワープロ入力が可能であること。		
(19)	診療内容入力中、も即時に現在のレセプトを画面で確認出来ること。 また、同時にエラーチェック機能が動作すること。		
(20)	会計入力終了時に病名と薬品とのレセプト関連チェックを行える機能を有すること。		
(21)	請求書は科別出力か、合計で出力するかを選択出来ること。		
(22)	会計終了時に裏点を記入する為の請求点数確認画面が表示されること。		
(23)	請求確認画面で入金金額をゼロにすると、未収金として計上出来ること。		
(24)	自動加算、自動算定の機能を有すること。		
(25)	画面上で自動算定された点数が色などで識別出来ること。		
(26)	画面上で包括された行為が色などで識別出来ること。		
(27)	同一検査の中で検査項目を重複に入力しても、自動で1つに編集されること。		
(28)	会計で一旦検査を入力した後に検査項目を追加入力した場合、検査の自動算定（丸め計算、剤区切り）を再実行する機能を有すること。		
(29)	CTなどは2回目以降に自動で減額されること。		
(30)	同一日付で科別に受診済かをチェック出来ること。		
(31)	前回までの未収金額を含めて今回の請求金額に合算して請求書を作成可能であること。		
(32)	外来請求書を自動発行出来ること。かつ、請求書を発行せず請求データのみの保存も出来る選択機能を有すること。		
(33)	点数マスタの検索画面にて、使用期限日を過ぎたマスタの文字色を変更することが可能であること。		
(34)	電子点数表を活用した背反チェック、算定回数の縦覧チェックが可能であること。		
2.5	入院会計業務	-	-
(1)	外来会計業務と同様に入力が行え、画面イメージが変わらないこと。		
(2)	退院日付以降のデータを削除出来ること。		
(3)	退院処理を行っても、診療行為の入力が行えること。		
2.6	会計カード検索業務	-	-
(1)	外来会計業務、入院会計業務と同様な入力を行えること。		
(2)	外来会計業務、入院会計業務で入力された内容を月別に表示し、診療行為の追加、修正、削除が行えること。		

	要件	チェック	備考
(3)	会計カードは月、診療区分、入外区分を指定し表示できること。		
(4)	追加、修正、削除した内容から差額の計算が可能であり、再度請求書を作成出来ること。		
(5)	会計カードを印刷出来ること。		
2.7	収納処理業務	-	-
(1)	患者毎に入金・未収金の管理が可能であること。		
(2)	未収金については永久保存であること。		
(3)	合計未収金額、合計預かり金額が表示出来ること。		
(4)	請求書を作成出来る機能を有すること。		
(5)	請求日付と入金日付を別に管理出来ること。		
(6)	将来のシステム拡張のため、現金管理に優れたPOSレジとの連携機能を有すること。		
(7)	請求書の再発行が出来ること。		
(8)	退院請求書の発行時に、月をまたいだ請求期間で1枚の請求書を作成することが可能であること。		
(9)	入院定期請求は一括処理と、個別処理が選択可能であること。		
2.8	日報業務	-	-
(1)	保険別、科別に日計表を作成可能なこと。		
(2)	患者別日計表を印刷可能なこと。		
(3)	未収金日報を印刷可能なこと。		
(4)	収納データ保存期間ならば日付を指定して日報を印刷可能なこと。		
(5)	指定した日付の収益を科別、入外別にリアルタイムに表示可能なこと。		
(6)	日報で出力されるデータがEXCEL、又はテキストデータで出力可能であること。		
3.	レセプト業務	-	-
3.1	レセプト業務	-	-
(1)	診療報酬明細書(レセプト)の作成が可能であること。		
(2)	レセプトは社保、国保等それぞれ指定された様式に対応されていること。		
(3)	レセプトの印刷は前処理を行わなくても、即座に印刷が可能であること。		
(4)	レセプトの印刷は月中でも印刷が可能であること。		
(5)	レセプト印刷は複数端末、複数プリンタに対応されていること。		
(6)	一般、労災、自賠責保険に対応されていること。		
(7)	一般レセプトはレセプトの枠まで印刷可能な機能を有すること。		
(8)	レセプト印刷の指示は入外、用紙番号、科、患者番号、の印刷順指定が可能なこと。		
(9)	レセプトの件数が判断可能な、レセプト一覧表の作成が可能であり、患者別にも出力可能で、レセプトが出力された後に会計が修正されたかどうかの判断が出来る印がつくこと。		
(10)	レセプトの点検用に院外処方した投薬情報も印刷可能であること。		
(11)	一定額以上の高額レセプト患者の高額レセプト日計表が出力可能なこと。		
(12)	提出不要なレセプトの保留が行えること。保留解除も可能なこと。		
(13)	傷病名との適用チェックや、1日、1月あたりの回数、数量チェック、当月にベアで算定されるべき診療行為のチェックが可能なこと。		
(14)	退院した患者は患者番号を指定する事により、随時レセプトが発行可能なこと。		
(15)	手術、処置などはコメントを入力しなくとも診療日を印刷出来ること。		
(16)	症状詳記登録において、「治験に係る治験概要」「疾患別リハビリテーションにかかわる治療継続の理由等」の登録が行えること。		
(17)	IP-VPN、またはインターネットを利用したレセプトオンライン請求が可能であること。		
(18)	レセプトオンライン請求時、返戻データの取り込みが可能であること。また、返戻理由等の詳細を医事システム上で確認できること。		
(19)	返戻レセプト分のみのレセプト電算ファイルの編集が可能であること。		

要件		チェック	備考
(20)	レセプトオンライン請求システムの「送信データ集計表」に準拠した帳票を印刷可能なこと。		
3.2	総括表業務	-	-
(1)	レセプト印刷されたデータをもとに指定された様式で、診療報酬請求書(総括表)が印刷可能なこと。		
(2)	患者別の診療報酬点数が確認修正が可能なこと。		
(3)	返戻・保留などの管理が出来ること。		
(4)	総括表で出力されるデータがEXCEL、又はテキストデータで出力可能であること。		
4.	未収金・予約業務	-	-
4.1	未集金管理	-	-
(1)	帳票はプリンタ出力前に画面上でプレビュー表示が可能なこと。		
(2)	各統計帳票は、CSV形式のデータをファイル出力可能なこと。		
(3)	過去日に遡った時点での未収金の残高が確認可能なこと。		
4.2	予約	-	-
(1)	過去の予約データを表示できること。		
(2)	予約票の印刷が可能なこと。		
(3)	予約患者一覧表示が可能なこと。		
(4)	予約患者の場合、受付時に予約時間が表示されること。		
5.	その他の業務	-	-
5.1	患者管理業務	-	-
(1)	患者台帳の印刷項目を選択可能であること。		
5.2	マスタ管理業務	-	-
(1)	薬価改正毎に世代別に点数マスタ、セットマスタ、システムマスタを管理可能なこと。また、世代数に制限が無いこと。		
(2)	点数マスタの印刷、病名マスタの印刷が可能であること。		
(3)	セットマスタの登録が行えること。セットの複写機能も備えていること。		
(4)	レセプト電算に対応する標準提供点数マスタ、標準提供病名マスタを有すること。		
5.3	バックアップ業務	-	-
(1)	バックアップは1日1回夜間に自動で実施されること。		
(2)	データを復元出来る機能を有すること。		